

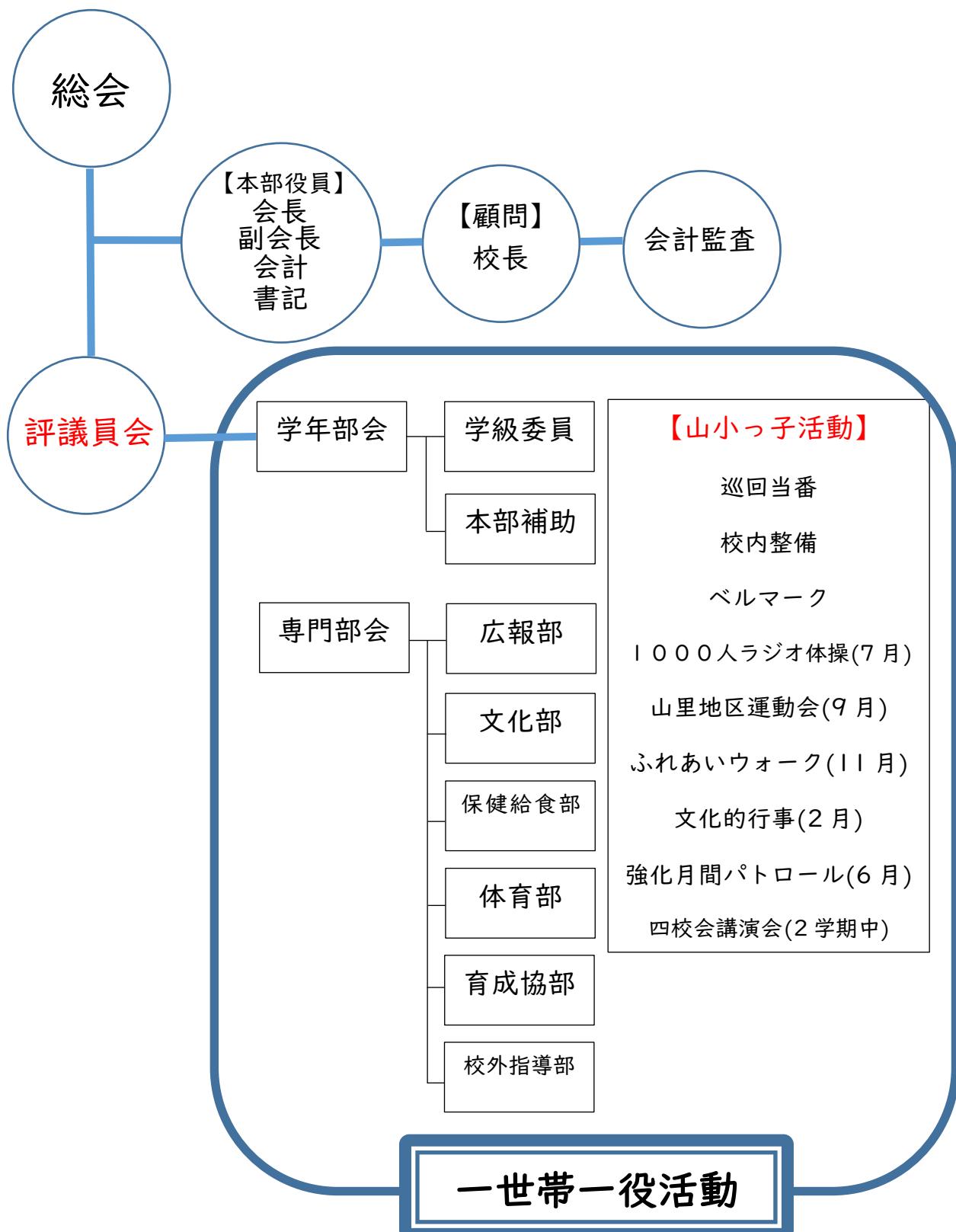
PTA会則



長崎市立山里小学校 P T A

【令和5年度版】

PTA組織



長崎市立山里小学校 P T A 会則

第一章 総 則

第1条 この会は、長崎市立山里小学校 P T A と呼び、事務所を山里小学校におく。

第2条 この会は、父母と教師が協力して、山里小学校児童の学校教育ならびに家庭教育の向上、地域社会における児童福祉の増進、及び、その健全な成長発達を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ① 学校教育に対する理解を深め、その運営活動に協力する。
- ② 会員相互の研修並びに教養の向上に努め、児童の生活環境をよりよくする。
- ③ 児童の就学奨励・健全育成及び不良化防止のため学校・社会・家庭が一体となって協力するように努める。
- ④ その他、この会の目的を果たすために必要な活動をする。

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針によって進める。

- ① 政党や宗派にかかわらない、また営利活動を行わない。
- ② 学校の教育活動及び学校経営には干渉しない。
- ③ 児童の福祉のために活動する他の諸団体及び機関と協力する。
- ④ 本会正規の事業以外の目的のために、会の名称及び役員の名前を用いてはならない。

第二章 会 員

第5条 この会の会員は、次の項に該当しなければならない。

- ① 山里小学校に在学する児童の保護者。
- ② 山里小学校に在籍する教職員。

第三章 役 員

第6条 この会に、次の役員をおく。

- | | | | |
|------|------|-------|------|
| ① 会長 | 1名 | ② 副会長 | 4～5名 |
| ③ 書記 | 1～2名 | ④ 会計 | 2名 |
| ⑤ 顧問 | 1名 | | |

第7条 役員は会員の中から選出し、総会の承認を得なければならない。欠員が生じた場合は評議員会の中で補充する。

- 第8条 会長は会を代表し、次の職務を行う。
- ① 総会・評議員会を招集する。
 - ② 専門部会で互選された部長を委嘱する。
 - ③ 専門部会には必要に応じ出席する。
 - ④ 顧問と協議して書記・会計を委嘱する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその代理をする。
- 第10条 評議員は、学級委員・本部補助・各専門部員、及び学校代表若干名とする。
- 第11条 専門部長は、専門部会を代表し部会の司会をする。
- 第12条 会計監査委員を本部が1～2名指名し会員が承認する。年度末には、会計決算について監査し、その結果は総会に報告する。
- 第13条 役員の任期は1年とし、再選を妨げない。
- 第14条 この会に顧問をおき、顧問には校長を充てる。
- ## 第四章 会議
- 第15条 この会の会議は、次のとおりとする。
- ① 総会
 - ② 評議員会
 - ③ 専門部会
 - ④ 学年部会
 - ⑤ 学級PTA
- 第16条 総会は、毎年1回開く。
但し、会長が必要と認めたときには、臨時に開くことができる。
- 第17条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を得なければならない。
- 第18条 評議員会は、会長・副会長・顧問・教頭・書記・会計・評議員で構成し、総会に次ぐ機関で、会長が必要と認めたとき招集する。
- 第19条 評議員会は定員の2分の1以上出席しなければ開くことができない。

第20条 評議員の議決は、出席者の過半数の同意を得なければならない。

第21条 専門部の細則は評議員会の議決を経て別に定める。

第22条 学年部会は各学級担任と各学級評議員で運営を行う。

第五章 会計

第23条 この会の経費は、会費・事業収益金・寄付金及びその他の収益によってまかなう。その出納は、総会において議決された予算に基づいて行う。

第24条 会費の額は総会において決定する。

第25条 会費は世帯を単位として、一括納入または分納する。但し、特別な事情のあるときは免除の措置ができる。

第26条 この会の決議は、会計監査を経て評議員会に報告し、総会の承認を受けなければならない。

第27条 この会の予算は、評議員会で審議決定し総会に報告され、承認を得なければならない。

第28条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第六章 個人情報保護取扱

第29条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規定」に定め適正に運用するものとする。

付 則

第1条 この会の会則改廃は、総会の承認を得なければならない。

第2条 この会則は昭和63年5月6日から改正施行する。

この会則は平成2年5月2日から改正施行する。

この会則は平成4年5月11日から改正施行する。

この会則は平成14年4月1日から改正施行する。

この会則は平成15年5月6日から改正施行する。

この会則は平成21年5月12日から改正施行する。

この会則は平成30年5月2日から改正施行する。

この会則は平成31年4月26日から改正施行する。

この会則は令和3年7月21日から改正施行する。

長崎市立山里小学校 P T A 慶弔規定

第1条 目的

この規定は、会員の互助親和の精神をあらわすために設ける。

第2条 慶弔の種類

- 1 死亡弔慰 2 災害見舞い 3 転退職 4 その他

第3条 死亡弔慰

1 会員及びその配偶者	10,000円
2 児童	10,000円
3 児童	献花10,000円

第4条 災害見舞い

会員が災害を受けた場合は、その程度により評議員会で決定、見舞金をおくる。

第5条 転退職

教職員の転退職に際しては、3,000円の花束を P T A 本部にて準備し贈るものとする。

第6条

第三条と第四条、及び第五条について、特別の事情もしくは急を要する場合は、三役会議（会長・副会長・会計）の上これを決定し、次期評議員会の承認を得なければならない。

第7条

この規定にない事項は、すべて評議員会において決定する。

第8条

この規定の改廃は、評議員会の議決を要する。

付則 この規定は平成11年5月1日から実施する。

付則 この規定は平成14年7月4日から改正施行する。

付則 この規定は平成17年5月9日から改正施行する。

付則 この規定の第5条は平成29年4月25日から改正施行する。

長崎市立山里小学校 P T A 専門部細則

第1条 会則第21条による専門部の細則を次のとおり定める。

第2条 この会の活動に必要な事柄について、調査研究計画を実施するため次の専門部をおく。

- ① 広報部
- ② 文化部
- ③ 保健給食部
- ④ 体育部
- ⑤ 校外指導部
- ⑥ 育成協部

第3条 各部には、部長1名を置き、部員の互選によって決定する。

第4条 各部の活動目的は、次のとおりとする。

- ① 広報部は会員に対し、この会の趣旨・活動の現状などの情報伝達をする。
- ② 文化部は教養を深める場を提供する。
- ③ 保健給食部は衛生施設の充実に努め、学校給食の効果が上がるよう協力する。
- ④ 体育部は保健体育の向上のための活動をする。
- ⑤ 校外指導部は児童の交通安全と健全育成のための活動をする。
- ⑥ 育成協部は校区青少年育成協議会の庶務および会計の任にあたる。
(本人の希望がある場合を除き、平成23年度経験者より一世帯一回とする)。

第5条 この規定の改廃は、評議員会の議決を要する。

附則 この細則の第5条は平成29年度11月7日より施行する。

長崎市立山里小学校本部役員選出細則

- 第1条 本細則において本部役員とは、下記の者をいう。
- 会長、副会長、会計、書記
- 第2条 本細則は、PTA会則第7条に基づき会長、副会長を選出する方法及びPTA会則第8条④に基づき会計及び書記として会長が委嘱する者を選出する方法を定めることとする。
- 第3条 本部役員選出対象外者
- ① 本部役員経験者は、1年以上務めた者であれば、未就学児を含む自身の全ての子どものクラスにおいて選出対象外とする。（～平成26年度、平成30年度～本部役員経験者まで適用）
- ② 本部役員経験者は、経験年数1年は在学中の末子が卒業するまで選出対象外とし、経験年数2年以上においては未就学児も含む自身の全ての子どもが卒業するまで、クラスにおいて選出対象外とする。（平成27～29年度本部役員経験者より適用）

年度	選出対象外経験年数
～平成26年度	1年以上
平成27～29年度	2年以上
平成30年度～	1年以上

- 第4条 会長1名・副会長4～5名・会計2名・書記1～2名の選出方法は以下のとおりとする。
- ① 全PTA会員に立候補・推薦を募り、選出活動を行う。
- ② 立候補・推薦では選出が困難と判断した場合は、以下の表のとおり選出する。

	選出内容
第1次選出	クラス代表を選出
第2次選出	選出会において本部役員選出 (選出されなかったクラス代表者全員を次点者とする。)

第5条 本部役員または本部役員に選出された者に欠員が生じた場合は、現職の本部役員立会いのもと次点者及び立候補者の中から後任を選出することができる。

第6条 本部役員経験者に以下を特典とする。

- ① 当該年度に限り山里小学校運動会時、来賓受付の仕事をしながら本部テント内で観覧ができる。（学校側と要相談の上座席数を確保）
 - ② 本部役員経験者は卒業式時、本部役員経験者優先席を利用できる。（各家庭2名まで）
 - ③ 本部役員経験者は、各クラスでの「一世帯一役」決めの際、希望を優先することができる。
 - ④ 本部役員経験年数が1年は、「一世帯一役」決めの際、その後自身のすべての子どものクラスにおいて、希望を優先することができる。また、本部役員経験年数2年以上は、その後自身のすべての子どものクラスにおいて「一世帯一役」を免除される。
- （平成30年度から適用）

第7条 本細則は、評議員会での議決により改正できる。

この本部役員選出方法は平成15年度より施行する。

この本部役員選出方法は平成21年度に改正施行する。

この本部役員選出方法は平成22年度より改正施行する。

この本部役員選出方法は平成23年度より改正施行する。

附則 この細則の第3条の①と②項は平成26年度より改正する。

附則 この細則の第7条の本部特典は平成27年度より施行する。

附則 この細則の第3条の③項は平成29年度より施行する。

この本部役員選出細則は平成30年度より施行する。

山里小学校PTA個人情報取扱規定

(目的)

第1条 長崎市立山里小学校PTA以下、「本会」というが保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各専門部長・各学年部長とする。

(保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・常任委員・登校班等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報誌、会報誌、PTAホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となつた個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 提供する対象者の氏名

(3) 提供する情報の項目

(4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 第三者が個人情報を取得した経緯

(3) 提供を受ける対象者の氏名

(4) 提供を受ける情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録要）

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・常任委員長・会員・常任委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもつて改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規定は、令和3年7月21日より施行する。